

# 資 料

北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方  
(素案)

平成 18 年 4 月 12 日

内 閣 府

# 北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方（素案）

（※ 名称については変更がありうる）

## 1 目的・趣旨

現行の地方公共団体としての北海道を前提としつつ、北海道の特性にかんがみ、その区域を将来の道州制導入の検討に資するための特別な区域（以下「道州制特区」という。）とし、道州制導入にあたって国から権限移譲されることが想定される事務・事業の一部について、事務処理等の特例措置を講ずることにより、地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的な発展に資することを目的とする。

## 2 概要

### （1） 基本理念

国と北海道との適切な役割分担及び相互連携の下、北海道の自主性・自立性が十分発揮され、住民の福祉の向上に資するよう総合的に実施されなければならない。

### （2） 国及び北海道の責務

- ・ 国は、道州制特区を推進するため、国から北海道への事務の移譲及び北海道から市町村への事務の移譲等が円滑に進むよう、必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 北海道は、区域内の市町村の自主的な合併の推進、区域内の市町村への事務の移譲、行政の効率化等に努める。

### （3） 道州制特区推進計画の作成等

北海道は、以下の事務処理等の特例措置を踏まえた道州制特区の具体的目標、達成状況に係る評価等の事項を定める道州制特区推進計画を関係市町村の意見を聴いた上で、作成し、公表する。

国は、北海道に対し、道州制特区推進計画に関し必要な助言等を行う。

### （4） 事務処理等の特例措置

道州制特区の推進を図るため、国の地方支分部局が実施している以下の事務を北海道知事に移譲する。

- ① 調理師養成施設の指定及び監督
- ② 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関の指定及び監督
- ③ 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可

- ④ 商工会議所関係の許認可等の一部
- ⑤ 直轄通常砂防事業の一部
- ⑥ 民有林の直轄治山事業の一部
- ⑦ 開発道路に係る直轄事業

(注) 開発道路とは、道道のうち北海道開発のために特に必要と認めて指定した区間

- ⑧ 二級河川に係る直轄事業

※ ①～⑧の具体の事務の移譲については、法律レベルでの対応を要しないものもありうる

※ 都市計画決定の際の大臣同意の必要な範囲の見直しについては、告示の改正での対応を検討

※ 連携共同事業（道路の除雪、入国管理に係る職員の派遣等）についても、工程表に基づき着実に実施

#### (5) 財政措置（別紙参照）

⑤から⑧について、国は所要額に現行の国の直轄事業の負担率を乗じた額を事項別に交付金として交付する。

※ 職員の受け入れについて

- ・ 事務の移譲に伴い、当該業務に従事している職員は、原則として北海道が受け入れる方向で調整。
- ・ 人の受け入れがある場合、移籍する人数に応じて人件費を交付金に積算するとともに、退職金相当額については、在籍期間に応じて国が北海道の負担に配慮して補てん。
- ・ 仮に人の受け入れがない場合においては、人件費相当分について所要の調整を行う。

#### (6) 国の権限に属する事務の移譲等の要請

北海道知事は、関係市町村の意見を聴いた上、道議会の議決を経て、国に対し、道州制特区を推進するため国の権限に属する事務の移譲等を要請することができる。

#### (7) 道州制特区推進本部の設置

- ・ 道州制特区を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする道州制特区推進本部を設置する。

※ 北海道知事は、参与として本部会議で意見を述べるができるようにする。

- ・ 本部においては、道州制特区に関する施策の評価、北海道知事から要請された事務の移譲についての調整等を行う。

※ 3 桁国道の移譲等大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲については、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革（支庁の整理統合を含む）の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受け入れ体制についても十分考慮しつつ、検討するものとする。

(8) 事務の移譲に当たっての国有の財産等の譲渡等の経過的な措置

事務が移譲される際に、現に当該事務の用に供している国有の財産等について、北海道において引き続き当該事務の用に供する必要があると認められる場合には、国有の財産等を北海道に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(9) その他

⑦及び⑧の事務の移譲から5年後、この法律の施行の状況、地方行財政制度のあり方、国・北海道の経済・社会・財政状況等を勘案し、この法律の規定について、(5)に定める財政措置のあり方を含め検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3 施行期日

原則として平成19年4月1日。ただし、事務の移譲については、準備に要する期間を勘案し、事項によって別途施行期日を定める（⑤及び⑥については、平成19年～平成22年までの間。⑦及び⑧については、平成22年）。

※ 法制上の整理により、変更がありうる。

# 北海道道州制特区推進交付金(仮称)のイメージについて(案)

## 【例】 開発道路の新設事業を移譲する場合

全てを交付金化

<p>現行</p>	<p>直轄事業 国負担 80/100</p>	<p>北海道負担 20/100</p>
<p style="text-align: center;">↓</p>	<p style="text-align: center;">直轄負担分について交付金化</p>	
<p>移譲後</p>	<p>交付金事業 国負担 80/100</p>	<p>北海道負担 20/100</p>
<p>(参考) 本州等</p>	<p>補助事業 国負担 50/100</p>	<p>都府県負担 50/100</p>

※ 道路・河川等目的別の交付金を創設  
 移籍する人数に応じて人件費を交付金に積算

# 北海道道州制特区推進のイメージ

参考

目的・趣旨：事務処理等の特例措置により、地方分権の推進、行政運営の効率化、北海道の自立的発展を目指す

責務：国は、国から北海道への事務の移譲、北海道から市町村への事務の移譲等が円滑に進むよう努める  
北海道は、区域内の市町村の自主的な合併の推進、区域内の市町村への事務の移譲等に努める

